

朝日町蜂の巣駆除用防護服貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例(昭和48年条例第2号)第7条の規定に基づき、町が所有する蜂の巣駆除用防護服(以下「防護服」という。)の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者)

第2条 防護服の貸出対象者は、町内に住所を有する個人又は団体が蜂等が営巣している建物又は土地の所有者から駆除に係る承諾を得た者とする。ただし、営利を目的とした個人又は団体には貸出しをしない。

(申請)

第3条 防護服の貸出しを受けようとする者は、貸出しの7日前までに、蜂の巣駆除用防護服借用申請書(第1号様式)を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請書の提出に当たっては、本人の確認ができる書類を提示しなければならない。

3 町長は、第1項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたとき、防護服を貸出すものとする。

(貸出期間)

第4条 防護服の貸出期間は、原則として貸出日の翌日から起算して3日以内(朝日町の休日を定める条例(平成元年条例第13号)第1条第1項各号に規定する町の休日を除く。)とする。

(貸出費用)

第5条 防護服の貸出費用は無料とする。

(貸受者の遵守事項)

第6条 防護服の貸出しを受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 防護服を駆除以外の目的に使用し、第三者に転貸し、譲渡し、担保に供し又は事業の用に供すること等をしてはならない。

(2) 防護服を損傷、もしくは紛失したときは、損害賠償の責めを負うこと。ただし、やむを得ない事情があると町長が認めた場合は、この限りでない。

(防護服の返却)

第7条 駆除実施者は、貸出期間が満了した場合は直ちに防護服を返却しなければならない。

2 朝日町は、返却に際して防護服の点検及び確認をしなければならない。

(駆除実施者の責務)

第8条 駆除実施者は、必要に応じて周辺住民等に駆除する旨を周知するほか、事故が発生しないように十分な注意を払わなければならない。万が一事故が発生した場合は、駆除実施者が補償等全ての責務を負うものとする。

（使用報告書の提出）

第9条 防護服の貸出しを受けた者は、防護服を返却するときは、防護服使用報告書（第2号様式）を町長に提出しなければならない。

（経費）

第10条 蜂の巣駆除に要する経費は、駆除実施者の負担とする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

朝日町蜂の巣駆除用防護服借用申請書

年 月 日

(あて先) 朝日町長

申請者 住 所 _____
 氏 名 _____ (印)
 電話番号 _____

朝日町蜂の巣駆除用防護服貸出要綱第3条第1項に基づき、次のとおり防護服の貸出しを申請します。

使 用 期 間	開 始	年 月 日 午前・午後 時 分
	終 了	年 月 日 午前・午後 時 分
使 用 場 所	朝日町	
本人確認書類	運転免許証・健康保険証・個人番号カード・住基カード・その他 ()	
貸 出 物 品	防護服・手袋 (セット)	
注 意 事 項	(1) 本事業の目的に反することなく、目的達成のため、正しく使用してください。 (2) 蜂の巣等の状態及び周りの状況を把握し、周辺住民に駆除する旨周知するほか、駆除に際し事故及びけが人のないように十分に注意してください。 (3) 防護服を駆除以外の目的に使用し、第三者に譲渡し、転貸し、担保に供し又は事業の用等に供することはできません。 (4) 借受けた防護服を損傷若しくは紛失したときは、賠償していただくことがあります。 (5) 使用期間を厳守し、指定期日までに遅滞なく返却してください。貸出・返却時間は 9:00～16:00 の間です。 (6) 駆除に関する一切の事項について、自らの責任で行ってください。万が一事故が発生した場合は、駆除実施者が補償等全ての責務を負うこととなります。	

朝日町蜂の巣駆除防護服使用報告書

年 月 日

(あて先)

朝日町長

報告者 住 所 _____
氏 名 _____ (印)
電話番号 _____

朝日町蜂の巣駆除用防護服貸出要綱第9条に基づき、次のとおり蜂の巣駆除報告及び防護服を返却します。

営 巣 場 所	高 さ	巣の大きさ	個 数

返却物品	防 護 服	手 袋	
破損状況			